

【資料解題】

フランスにおける小学校 2015 年版「道徳・市民」科学習指導要領  
The 2015 program of “Moral and Civic Education” in French primary schools

大津尚志\* 松井真之介\*\* 橋本一雄\*\*\* 降旗直子\*\*\*\*  
OTSU Takashi\* MATSUI Shinnosuke\*\*  
HASHIMOTO Kazuo\*\*\* FURIHATA Naoko\*\*\*\*

フランスの「道徳・市民(enseignement moral et civique)」科学習指導要領は 2015 年に告示された。それは小学校では、「市民・道徳(instruction civique et morale)」<sup>1</sup>、コレッジでは「市民(éducation civique)」<sup>2</sup>、リセでは「市民・法律・社会(éducation civique, juridique et sociale)」<sup>3</sup>にかわるものである。教科名が統一されて、初等中等学校段階のすべてに道徳(moral)の文字がはいることになった。その内容は、従前の学習指導要領とは異なる点も多い。

2012 年の大統領選挙でオランドが当選し、17 年ぶりに社会党政権となる。その後、内閣が組閣される。当初、国民教育大臣を務めたのは、ペイヨン(Peillon, V.)である。ペイヨンが他教科に比べて「道徳・市民教育(enseignement moral et civique)」を重視していたことは明白である。宗教的多様性がすすむフランスにおいて、いかに信教や良心の自由と両立する道徳教育を行うか。本稿で訳出するのは、2012 年以降社会党政権下で最初に出された学習指導要領である。

ペイヨンは、2012 年 9 月には「小学校から高校まで」に「脱宗教的道徳」を導入することを表明する<sup>4</sup>。さらに 2013 年 2 月には『学校を再構築しよう』という一般向けの著書を出版して「道徳・市民教育」の必要性をうったえる。フランス共和国憲法で、良心の自由が保障されているのは当然である。宗教を教えるのでも反宗教を教えるのでもない。「共通の道徳」を教える必要があることを彼は主張する<sup>5</sup>。

2013 年 7 月には「共和国の学校の再構築のための基本計画法」(通称、ペイヨン法)が制定された<sup>6</sup>。ペイヨン法第 41 条により、教育法典の一部が以下のように改正された。一学校は、とりわけ道徳・市民教育を通して、児童・生徒に

人とその出自と差異、男女平等、またライシテ(脱宗教性)<sup>7</sup>の尊重について習得させるものとする。(L.311-4)

一 道徳・市民教育は児童・生徒を責任ある自由な市民へと導き、批判精神とよく考えられた振る舞いを身につけさせるようにする。(L.312-15)

ペイヨン法をうけて新たな学習指導要領をつくるための議論が重ねられ<sup>8</sup>、2015 年 6 月 12 日には小学校・コレッジおよびリセの「道徳・市民」科学習指導要領<sup>9</sup>が告示された<sup>10</sup>。小学校・コレッジ学習指導要領は、「一般原理」「目標」「価値」「知識」「実践」「構成」「組織図」という見出しのもとでかかっている。

「一般原理」では、以下の 8 つにわたる内容が書かれている。1「道徳教育は学校だけの責任ではない、家庭ではじまるものである。道徳・市民教育は民主的社会において共同生活に必要な価値原理に注意をむける。」、2「この教育は共和国の価値原理を伝達し、共有させることを目的とする。」、3「獲得されようとする知識とコンピテンシーは、人によって異なるものではない。一つの文化・教養(culture)のなかに統合させるものである。文化・教養は感覚と整合性をあたえ、道徳・市民的なやりかたで行動するための意向を発達させる。」、4「道徳・市民教育は不可分の、脱宗教的、民主的、社会的な共和国においてともに生きるための態度を発展させようとする目的をもつ。4 つの原理としては、a 自分で、あるいは他者とともに考える。立場や選択について議論できるようになる(自治の原理)、b 個人・集団の振舞をきめる規範や規則の正当性を理解する、それらを尊重し、それに従って行動する(規律の原理)、c 意見や信念、信条、生活スタイルの多様性について知る(自由の共存

\* 武庫川女子大学 (Mukogawa Women's University)

\*\* 神戸大学 (Kobe University)

\*\*\* 中村学園大学短期大学部 (Nakamura Gakuen University, Junior College)

\*\*\*\* 日本学術振興会・特別研究員 (Research Fellow of the Japan Society for the Promotion of Science)

の原理), d 政治的社会的関係をつくりあげる (市民の共同体の原理) が挙げられる。], 5「道徳・市民教育は児童・生徒の活動を重要と考える。], 6「道徳・市民教育には特別の時間が割り当てられる。], 7「道徳・市民教育によって目標とされる知識・コンピテンシーは児童・生徒の成熟性や心理的社会的発達と結びついて構築される。], 8「道徳・市民教育の固有な性質として, グループ活動と学際的な学習の有効性を想定することがある。」

「目的」としては, 「道徳・市民教育は道徳的市民的な文化・教養と批判的精神を獲得させることを目指す。...それは, 価値, 知識, 実践を関連付ける。」とし, 「価値」とは「共和主義的, 民主主義的市民性の価値原理と結びついたもの。価値とは自由, 平等, 友愛, ライシテ, 連帯, 正義感, 尊重, あらゆる形態の差別がないこと」, 「知識」としては「文学, 科学, 歴史学, 法学などの知識」とのむすびつき, 「実践」

としては「個人的・集団的活動」がいわれている。

「構成」にはいって, 「感受性」「権利と規則」「判断」「参加」の4領域にわかれて示される。教科名に「道徳」の文言がはいったことで, 「感受性」の項目がはいり, その内容に関しては従前と大きく異なっている。他の3領域に関しては, 共和国の価値を教えて自分で判断し, 参加することを求めるなど, 従前の市民教育と大きくかわるところはない。以下に, 小学校(1~3年生を「第2学習期」, 4~5年とコレッジ1年生をあわせて「第3学習期」とフランスではよばれる)の学習指導要領の「組織図」を全訳する。なお, コレッジ2~4年生は「第4学習期」と呼ばれる。4つある「領域」ごとの「教育の目標」は学習期にかかわらずに共通であり, 【表1】のとおりである。「組織図」は以下のとおりとなる。

表1 2015年版学習指導要領 小学校・コレッジ共通の「領域」

領域	教育の目標
・感受性：自分と他者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情動と感情を調整しながらはっきりさせ, 表現する。</li> <li>2 自己評価をし, 聴くことと感情移入ができる。</li> <li>3 集団の一員と感ずることができる。</li> </ol>
・権利と規則：他者とともに生きるための原理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 民主的社会において, 規則と法律に従うことの意味を理解する。</li> <li>2 フランス共和国, 民主社会の価値の原理を理解する。</li> </ol>
・判断：自分で, また他者とともに考える	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 批判的に考える態度を発達させる：道徳的判断の妥当性の領域にも探索しながら; 討議や論拠付けられた討論のなかで他者の判断とも直面しながら。</li> <li>2 特定の利益と一般利益の区別をする。</li> </ol>
・参加 (engagement)：個人で, あるいは集団で行動する	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校・施設において参加し, 責任をひきうける。</li> <li>2 集団生活, 環境に関する問題をひきうける。市民的, 社会的, 環境的意識を発達させる。</li> </ol>

表 2-1 第 2 学習期「感受性：自分と他者」

目標とする知識，能力，態度	教育の目標	学級・学校における実践例
1/a 感情をはっきりさせ共有する。ある状況に，さまざまな目的のもとに：文学テキスト，芸術作品，自然，学級生活における議論。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－根本的な感情（恐れ，怒り，悲しみ，喜び）について知る，認める。</li> <li>－感情と情動についての語彙を知り，形作る。</li> <li>－情動と感情についての表現の多様性を経験する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－同級生にむかって情動を説明するための「明らかなメッセージ」の技術を学ぶ。</li> <li>－演劇，無言劇。</li> <li>－芸術言語：情動を芸術的，文学的に表現する。</li> <li>－児童評議会。</li> <li>－視覚芸術：人物像と自画像（自分と他者による認識）。</li> </ul>
1/b 口頭のコミュニケーションのルール，やりとりをするときの規則や相手の立場を尊重しつつ，自分の立場や考えを話す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－コミュニケーションのルールに基づいて実行する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ダンス活動において，自分の身体，他者の身体を意識する。</li> <li>－人種差別について：国民教育省により認可された財団やアソシアション（非営利団体）の助力をうけて。</li> <li>－障害者の状況と，学校におけるインクルージョンの実践。</li> <li>－視覚芸術：芸術作品におけるマリアンヌ，国旗。</li> <li>－学級における計画において協力する。</li> <li>－追及（文法，活用，算数），協力（体育，音楽，視覚芸術），実験（科学）をするとき，仕事の共有を受け入れる。</li> </ul>
2/a 自分と他者の立場を気遣う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－言葉を気遣う，礼儀正しい言葉。</li> <li>－身体，すぐそば，より遠く的环境を気遣う。</li> <li>－個人の物，公共の物を気遣う。</li> <li>－一人の高潔さ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ラ・マルセイエーズの何節かを，歌詞がかかれた文脈を理解して，歌う。</li> </ul>
2/b 違いを受け入れる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－同輩や大人を尊重する。他者への攻撃（人種差別，反ユダヤ主義，性差別，外国人嫌い，同性愛嫌い，ハラスメント）。</li> <li>－違いの尊重，相互理解，寛容。</li> <li>－信仰，信条の多様性の理解。</li> </ul>	
3/a 学校にある共和国の象徴にきづく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－価値を知り，フランス共和国のシンボルを認識する。国旗，国歌，モニュメント，国民祭。</li> </ul>	
3/b 協力することを身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－協力のルールをまず知る。</li> </ul>	

表 2-2 第 2 学習期「権利と規則：他者とともに生きるための原理」

目標とする知識・能力・態度	教育の目的	学級・学校における実践例
1/a さまざまな生活の場面、さまざまな相手に対する礼儀、話し方、ふるまいを身につける。	一言葉の使い方の違いを手ほどきする。	一児童とともに学級の規則をつくりあげる。 一休憩時間の規則作成への児童の参加。
1/b 他者や、集団生活の規則を尊重する。適切な範囲において共通の規則の定義に参加する。	一学級や学校生活の規則 一子どもや児童の権利と義務（学校の情報コミュニケーション技術 (Tuic)、使用憲章 (B2i-1)、子どもの権利に関する条約: 第 2,6,9 条)	一哲学的討議 (discussion à visée philosophique) : 児童の権利と義務。 一児童評議会 (規則、権利と義務の意味、懲戒、懲戒処分の意味)。 一哲学的討議 : あらゆる人々—児童、市民
1/c 共通の規則は禁ずること、義務付けることおよび許可することができることを理解する。	一道路交通入門教育証明書に関連した、交通法規および注意事項の手ほどき。	一の法の前における平等。 一学校生活のあらゆる場面における男女の同権。
1/d 自分が有する権利とそれを行行使する諸手段を知る。	一規則遵守のさまざまな場面、校則、懲戒処分。	
1/e さまざまな段階の懲戒処分があり、それには教育効果がある (補償や謝罪) ことを理解する。	一規則や権利 (規則、校則、法律) に関する用語入門。	
2/ 民主主義社会を作った人々が目指す原理や価値を知る。	一価値 : 自由, 平等, ライシテ。 一男女における権利の平等。 一権利と義務 : 個人における, 児童における, 市民における (入門) ; 1789 年の人および市民の権利宣言, 第 1,4,6 条。	

表 2-3 第 2 学習期「判断：自分で、また他者とともに考える」

目標とする知識・能力・態度	教育の目的	学級・学校における実践例
1/a 個人的な視点と選択を提示し、論証するために、短い議論を提示する。	一選択, その正当化。 一論証の単純な構造 (接続詞と語彙) の知識。 一よい行動か悪い行動かを判断する理由。	一物語 (伝説, 小話) からのあるいは学級の生活の状況からはじまった, 正義と不正義, 善と悪へのアプローチ。 一子どもの年齢に適応したモラルジレンマ。 一個人的, 集団的価値観に関して, あるいは選択に関しての状況に関する, あるいは想像上の状況から出発する哲学的討議の実践。
1/b 自らの視点を他者に当てはめず、相手の視点をそのまま受け入れたらせず、議論で主張をする。	一グループ討議のルール (聞くこと, 他者の視点の尊重, 合意を求め... )。討議のルールの初歩。 一論証の初歩。 一偏見とステレオタイプ。	一学級の生活の状況から, あるいは物語や児童文学の小話, 絵本からの想像上の状況にもとづく偏見やステレオタイプへのアプローチ。これらの状況に対処する議論の組織。
1/c ライシテは、思考する自由、信じる、信じない自由として扱う。	一思考する, 信じる, 知る, の違いを手ほどきする。	一生きた例や物語を通してライシテの概念にアプローチする。
2/ 一般利益と特定の利益を区別する。	一学級や学校での共通善の観念。 一個人的および集団的価値。	一価値の明確化の練習。 一インターネット上での表現。

表 2-4 第 2 学習期「参加：個人で、あるいは集団で行動する」

目標とする知識・能力・態度	教育の目的	学級・学校における実践例
1/a 自己及び他者が企てる参加を尊重する。 学校生活に深くかかわる（行動、計画、懇願...）。	－道徳教育：信頼，約束，誠実。	－（科学的，人道主義的...）社会参加をめぐる何人かの偉大な女性・男性の人物について児童に関心を持たせる。 －計画の入念な準備と実施に児童を参加させる。
1/b 集団的な計画（学級計画，学校計画，市の計画，国の計画...）を実現する。		－国民教育省が提案したコンクールの計画に児童を関わらせる。
1/c 共通の目的のために協力する。	－協力，相互扶助。	－例えば，仲間内でのチューター，協力，仲間による仲裁といった相互扶助の振る舞いを奨励する。
1/d 友愛と連帯について簡単な言葉で説明する。	－価値：友愛，連帯。	－学級及び学校において責任を引き受けることにより高い評価を与える。 －連帯の行為あるいは環境を考慮した行為に学級を関わらせる。
2/a 学級および学校において責任を引き受ける。	－民主的な参加。 －責任。 －持続可能な発展。	－特に市民になる道筋の範疇で利他的な振る舞いを促進する。
2/b 様々な程度で集団生活に徐々に身を投じる。	－他者を助けること：識別能力，安全装置と「救助に関する学習」受講証とも関連づけて。	

表 3-1 第 3 学習期「感受性：自分と他者」

目標とする知識，能力，態度	教育の目標	学級・学校における実践例
1/a ある状況においてさまざまな対象に関して（文学テキスト，芸術作品，現状を示す文書，学級生活における討議），情動，感情を共有し，規制する。	－さまざまな作品（テキスト，音楽作品，造形作品）における感情と情動の表現の多様性について。 －コミュニケーションの規則を習得する。	－演劇，無言劇。 －ロールプレイ。 －言語機能の活動：状況における言語機能，想起させる言語機能。 －芸術の言語機能：芸術表現，感情と情動の文学。
1/b 表現のために適切な語彙を動員する。	－感情と情動にかんする語彙の知識と構造化。	－体育，あらゆる活動における男女間の身体の尊重。感情や性教育とも結びつけて。
2/a 他者を尊重し，違いを受け入れる。	－多様性のなかでの他者の尊重，他者への攻撃について（人種差別，反ユダヤ主義，性差別，外国人嫌い，同性愛嫌い，ハラスメント）。 －違いを尊重する，寛容。 －信仰，信条の多様性の尊重。 －他者を助ける。	－ハラスメントのメカニズムとその帰結。 －寛容やあざけりといったテーマに関しての哲学的討議。 －寛容（歴史の学習指導要領にむすびつけて）。 －さまざまな教科領域での学習。文化的宗教的多様性。 －「救助に関する学習」受講証。

2/b 言葉、態度のなかに、尊重を表明する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－言語への気遣い：言葉での他者への配慮，とりわけ礼儀。</li> <li>－身体への気遣い。すぐ近く環境，遠方環境への配慮。</li> <li>－個人，集団の財産への配慮。</li> <li>－人の誠実さ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ラ・マルセイエーズのさまざまな解釈（音楽）。</li> <li>－共和国の象徴の芸術的描写。</li> <li>－探求（文法，活用，算数），協力（体育，音楽，視覚芸術），実験（科学）をするとき，仕事の共有をする。</li> </ul>
3/a 共和国の象徴の意味を理解する。	－フランス共和国と EU の価値と象徴。	－学級や学校において協力する。
3/b 協力する。	－協力のルールを尊重しながら学ぶことを知る。	

表 3-2 第 3 学習期「権利と規則：他者とともに生きるための原理」

目標とする知識・能力・態度	教育の目的	学級・学校における実践例
1/a 権利や義務の観念を理解し，それらを受け入れて適用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－権利と義務：個人の，子どもの，児童の，市民の。</li> <li>－交通法規：道路交通入門教育証明書に関連した，交通法規と注意事項の手ほどき。</li> <li>－規則と権利に関する用語（権利，義務，規則，校則，法律）。</li> <li>－規則遵守のさまざまな場面，校則，懲戒処分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－体育：集団での遊びとスポーツ。</li> <li>－児童評議会，民主的討論。</li> <li>－討論の規則あるいは児童評議会の規則を学級でつくりあげ，議論する。</li> <li>－児童評議会（規則の意味，権利と義務，懲戒と懲戒処分の意味）。</li> <li>－障害者：哲学的討論。2005 年の障害者に関する法律。</li> <li>－価値と規範に関する哲学的討議。</li> </ul>
1/b あらゆる他者を尊重すること，およびとりわけ男女平等の原理を適用すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－男女の平等。</li> <li>－学校における男女共学。</li> <li>－権利の平等と差別の観念。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－価値の序列化と明確化の訓練。</li> <li>－教科書，青少年文学集，あるいは映画において表現された例を通じたいくつかの性的ステレオタイプの分析。</li> </ul>
2/a 共和国と EU の原理と価値を認識すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－フランスやヨーロッパにおける間接民主制の原理。</li> <li>－価値：自由，平等，ライシテ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－地方自治体における市民権：地方自治体におけるさまざまな活動領域を理解する。</li> </ul>
2/b フランス共和国を構成する特徴を認識すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－制度の用語。</li> <li>－法律の根本原理と偉大なる権利の宣言。</li> <li>－国とヨーロッパの市民権の観念（一個人の法的アイデンティティ）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－1789 年の人および市民の権利宣言第 4,6,9,11 条に関する考察と討論。</li> <li>－子どもの権利に関する条約。</li> <li>－教育の権利。</li> <li>－設立時のテキストからみる教育機関とその歴史。</li> </ul>

表 3-3 第 3 学習期「判断：自分で、また他者とともに考える」

目標とする知識・能力・態度	教育の目的	学級・学校における実践例
1/a 討議, 討論, または対話に参加する: 他者の前で話す, 他者に耳を傾ける, ある視点を正当化することを表現し, 学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－選択, 正当化。</li> <li>－異なるタイプの表現 (物語, ルポルタージュ, 証言) の知識と認識。</li> <li>－グループ討議のルール (聞くこと, 他者の視点の尊重, 合意を求める...)</li> <li>－論証へのアプローチ。</li> <li>－論拠づけられた討論。</li> <li>－民主的討論の開始。</li> <li>－道徳的判断の基準: 善と悪, 正義と不正義。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－批判的な判断を実践する: 偏見との闘い (人種差別, 性差別, 同性愛嫌い...) となりうる学級・学校内・学校外の生活の事実から。</li> <li>－学級の生活の状況から, あるいは物語や児童文学の小話, 絵本からの想像上の状況にもとづく, ステレオタイプ概念へのアプローチ。</li> <li>－これらの状況に関するルールづけられた討論の組織。</li> <li>－新聞・報道週間 (Clémi) に参加するなど, メディア教育。</li> </ul>
1/b 他の人の視点を考慮に入れて, あなたの視点を相対化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－偏見とステレオタイプ (人種差別, 反ユダヤ主義, 性差別, 同性愛嫌い)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－空間と時間のなかで, 子どもの見方の多様性。</li> </ul>
1/c ライシテは誰もが自由に判断を行える平等な権利を与え, 他者に対してはこの権利を尊重する必要があることを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－学校のライシテ憲章を通して学ぶ</li> <li>ライシテは, 思考する, 信じる, 信じない, 自由であること。</li> <li>－信仰と意見の区別。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－問題解決や, 探究 (例えば体育・スポーツ, 理科, 芸術に関する学校教育, 学校外をふくめた教育において) を通しての, 事実の分析や見解の対立。</li> </ul>
1/d コンピュータとインターネットを使用するという市民の課題に気づき, 得られた結果に対して批判的な態度をとること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－批判的な判断: 情報処理とメディア教育。</li> <li>－学校の情報コミュニケーション技術 (Tuic) 使用憲章に関連してデジタルの使用に対する責任。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－論証と論拠づけられた討論の練習: 言語の習得, 接続詞と語彙の習得。</li> <li>－一般利益からと自分の利益からの価値を明確化するための練習。</li> <li>－文学, 歴史, 神話のヒーローを特集した物語から, 一般利益と特定の利益をよく考える。</li> <li>－歴史のなかにおける, 特定の性格, 男女の場所と役割。</li> <li>－ライシテ憲章の児童の年齢に適したバージョンでの学習。</li> </ul>
2/ 集団の利益と個人の利益を区別する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－教室, 学校, 社会における共通善の概念。</li> <li>－個人的および集団的価値。</li> <li>－価値観と制度: 共和国の標語 (自由, 平等, 友愛)。</li> <li>－国家の共和主義的感覚。</li> <li>－基本的な自由。</li> <li>－ライシテ。</li> <li>－EU の価値。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－文学, 歴史, 神話のヒーローを特集した物語から, 一般利益と特定の利益をよく考える。</li> <li>－歴史のなかにおける, 特定の性格, 男女の場所と役割。</li> <li>－ライシテ憲章の児童の年齢に適したバージョンでの学習。</li> </ul>

【表 3-4】第 3 学習期「参加：個人で、あるいは集団で行動する」

目標とする知識・能力・態度	教育の目的	学級・学校における実践例
1/a 集団計画 (学級計画, 学校計画, 市の計画, 国の計画...) の実現に向け身を投じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－道徳教育 (信頼, 約束, 誠実, 相互扶助, 連帯)。</li> <li>－他者を助ける: 安全装置と「救助に関する学習」受講証とも関連づけて, 率先して行動する。</li> <li>－交通法規: 「道路交通基礎教育の実例」と関連づけて, 責任に対する関心を喚起する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－社会生活におけるいくつかの参加の信頼と尊重の役割に関する議論。</li> <li>－児童評議会における民主的な投票の原則。</li> <li>－参加: (科学的, 政治的, 人道主義的...) 社会参加をめぐる何人かの偉大な女性・男性の人物について生徒に関心を持たせる。</li> <li>－1946 年憲法前文の学習。</li> <li>－アソシアシオン (非営利団体) の役割に関する学習。</li> </ul>

1/b いくつかの選択や行為について説明することができる。	－環境と保健衛生の領域における個人および市民の責任。	
2/a 参加し、集団のなかの自分の立場をわかることができる。	－民主的な参加。 －投票。 －地方の当事者と市民性。	
2/b 友愛と連帯について簡単な言葉で説明する。	－個人的・集団的連帯。 －共和国の標語における友愛。	

### 【付記 1】

本稿作成に当たっては、解題、表【1】、表【2-1】、表【3-1】の部分を大津が、表【2-2】、表【3-2】の部分を松井が、表【2-3】、表【3-3】の部分を橋本が、表【2-4】、表【3-4】の部分を降旗が主として担当し、全体の調整を主として大津が行った。

### 【付記 2】

本研究は平成 29 年度～31 年度科研費基盤研究 (C) 課題名、フランスにおける市民・道徳教育と共和国の価値に関する学際的研究 (課題番号 17K04830) の研究成果の一部である。

#### －注－

- (1) 2008 年版の小学校市民・道徳学習指導要領に関しては、大津尚志「フランスの道徳教育」(伊藤良高、富江英俊、大津尚志、永野典嗣、富田晴生編『道徳教育のフロンティア』晃洋書房、2014、pp.109-112.) 参照。
- (2) 大津尚志、橋本一雄、降旗直子「フランスにおける市民性教育関連の 2008 年版学習指導要領」(『教育学研究論集』6、2011、pp.113-122.)
- (3) 大津尚志、橋本一雄、降旗直子「フランスの高校『公民・法律・社会』学習指導要領 (2010-2012 年版)」(『教育学研究論集』8、2013、pp.123-129.)
- (4) Thibaud Collin, Sur la morale de Monsieur Peillon, Salvator, 2013, p.9.
- (5) Vincent Peillon, Refondons l'école, Seuil, 2012, pp.131-140.
- (6) 立法過程について参照。降旗直子、橋本一雄、大津尚志「ペイヨン法の制定過程と条文内容の特徴」(『フラ

ンス教育学会紀要』26、2014、pp.95-102.)、福島都茂子「フランス『道徳・市民教育 (EMC)』の導入とペイヨン法制定過程」(『龍谷大学社会科学研究年報』48、2017、pp.17-29.)。

- (7) ライシテ (laïcité) は脱宗教性のほかに非宗教性、世俗性と訳されることもある。三浦信孝は、「国教を立てることを禁じ、いっさいの既成宗教から独立した国家により、複数の宗教間の平等ならびに宗教の自由 (個人の良心の自由と集団の礼拝の自由) を保障する、宗教共存の原理、またその制度」と定義している (ジャン・ボベロ (三浦信孝・伊達聖伸訳)『フランスにおける脱宗教性の歴史』(三浦信孝執筆) 白水社、2009、p.9.)。ライシテ憲章とは、ライシテに関する 15 の憲法や法律の条文に由来する文言 (一例をあげると、フランス第 5 共和政憲法第 1 条「フランスは不可分で非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である。...フランスはすべての市民の法の下での平等を保障する。フランスはあらゆる信条を尊重する。」) をあつめたものであり、一枚のポスターとして各学校に掲示されている。
- (8) 導入過程について参照。大津尚志「ペイヨン法以降の道徳・市民教育に関する動向」(『人間と教育』91、2016、pp.102-109.)、大津尚志「道徳の教科化」(『フランス教育学会紀要』30、2018、pp.89-96.)
- (9) B.O., special no.6 du 25 juin 2015.
- (10) なお、本稿の脱稿前に 2015 年学習指導要領の改定版が 2018 年 7 月 26 日に告示された。大幅な改訂を行うものではないが、今後の検討課題としたい。B.O., no.30 du 26 juillet 2018.